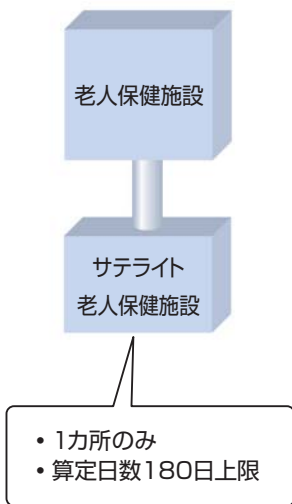


サテライト型施設の活用による 経営の選択肢の拡大

本体施設が人員に関する基準を満たしている事を前提に、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型施設における職員の配置が緩和されます。

【平成20年5月施行予定】

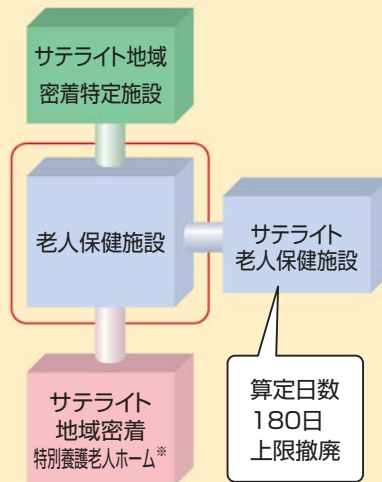
〔 現 行 〕



〔 見 直 し 後 〕

本体施設が老人保健施設の場合

※本体施設が特別養護老人ホームの場合については現行のとおり。



※本体施設の開設者が地方公共団体等の場合は、サテライト型の特別養護老人ホームの設置も認める。

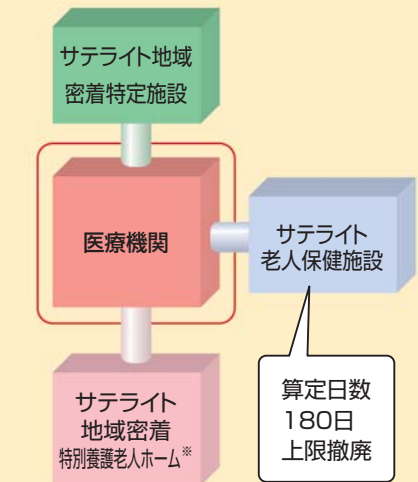
サテライト型施設に

- ・医師
- ・支援相談員^{※1}
- ・理学療法士もしくは作業療法士^{※2}
- ・栄養士
- ・介護支援専門員^{※3}

を置かないことができる。

また、本体施設の管理者はサテライト型施設の職務を兼務することができる。

本体施設が医療機関の場合



※本体施設の開設者が地方公共団体等の場合は、サテライト型の特別養護老人ホームの設置も認める。

サテライト型施設に

- ・医師
 - ・栄養士
 - ・介護支援専門員^{※3}
- を置かないことができる。

- ・療養病床転換の場合に限り、入所者の機能訓練の機会が適切に確保されるときは、機能訓練室についてサテライト型施設との共有を認める。
- ・地域密着型特定施設で看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1名は常勤でなければならないが、サテライト型の地域密着特定施設については、それぞれ常勤換算法で1名以上でよい。

※1 サテライト型特定施設又はサテライト型特別養護老人ホームの場合は生活相談員

※2 サテライト型特定施設又はサテライト型特別養護老人ホームの場合は機能訓練指導員

※3 サテライト型特定施設の場合は計画作成担当者

小規模老人保健施設の人員基準等の緩和

小規模老人保健施設について、介護報酬の算定上限日数を撤廃し、介護支援専門員等の基準を緩和します。
【平成20年5月施行予定】

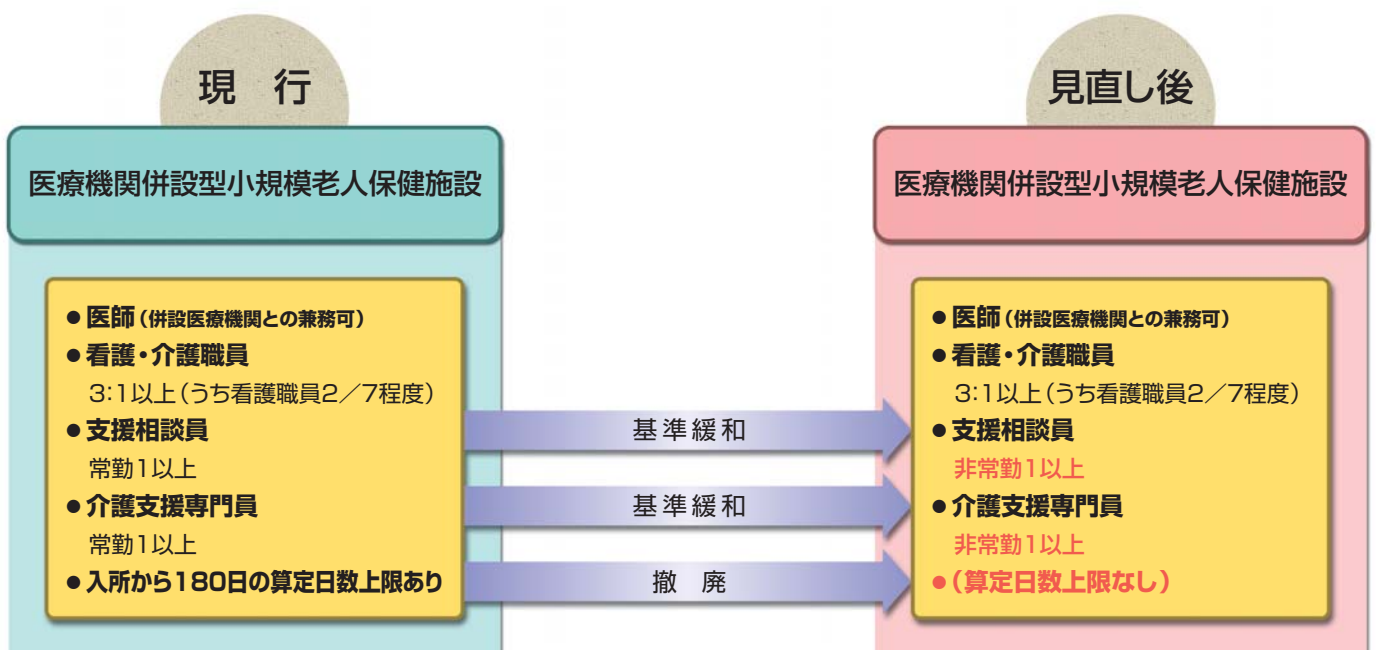
(1) 介護報酬算定日数上限の緩和

小規模老人保健施設（サテライト型及び医療機関併設型小規模老人保健施設）における介護報酬の180日の算定日数上限を撤廃します。

(2) 医療機関併設型小規模老人保健施設に係る人員基準の緩和

医療機関併設型小規模老人保健施設において、支援相談員及び介護支援専門員の人員配置基準（※）を緩和し、非常勤でよいこととします。

※ サテライト型においては、本体施設と一体的に運営しているため、必置義務はありません。



診療所等の小規模医療機関の負担を軽減することにより、老人保健施設への転換を促進します。